

大館市都市下水路条例

4月1日から施行

大館市都市下水路条例が、平成15年12月議会で可決成立し、4月1日から施行されます。

この条例は、市が都市下水路を設置し管理するための必要な事項を定めたもので、都市の健全な発

達及び公衆衛生の向上を図り、併せて河川や湖沼などの公共用水域の水質の保全を図ることを目的としています。

この条例では、都市下水路位置図及び指定都市下水路一覽表のと

おり、12の都市下水路を設けています。これらの都市下水路の敷地や施設を、市民の皆さんが使用する場合、法令などに定められた基準で利用していただくこととなります。

これにより、無許可使用を無くし、市民の財産である都市下水路を適切に維持管理すると共に、市民の皆さんの快適な生活環境を守りたいと考えています。

この12の都市下水路を、すでに使用されているかた、または今後使用を希望するかたは「占用許可申請書」などを市に提出いただくこととなりますので、お忘れのないようにお願いします。

占用とは―都市下水路に、工作物などの物件を設け、継続して都市下水路を使用すること。

都市下水路

Q & A

この条例が成立してから、市民の皆さんからいろいろな質問が寄せられています。その主な内容をお知らせします。

問 下水道課
☎49 - 3111
(内線 3 6 9)

【問】申請は、どのようにすればよいですか？

【答】下水道課に、備え付けの申請書にご記入のうえ提出いただくこととなりますが、図面なども添付いただくケースがありますので、まずは、ご相談ください。

【問】現在使用（占用）している物件はどうなりますか？

【答】これまで、市の許可を得て使用しているかたは、同条件で許可を受けたものとみなしますが、占用期間（5年以内）の設定及び占用料などの審査が必要ですので、改めて申請書を提出していただくこととなります。できるだけ3月中旬に手続きください。また、占用期間が満了し、引き続き占用するときは、更新の申請手続きが必要となります。

【問】無許可で使用（占用）するかどうかになりますか？

【答】市の許可を受けないで占用した場合は、この条例に違反したとして5万円以下の過料に科されます。また、不正な手段により占用料の徴収を免れた者に対しては、占用料の5倍に相当する金額以下

の過料に科されることがありますので、無許可での占用は、絶対に行わないでください。

【問】占用料が免除されるのは、どのようなケースですか？

【答】家庭からの生活排水や雨水を流す目的の占用物件には、占用料はかかりません。また、公益上その他特別の事情があると認められた場合は、占用料を減免し、またはその徴収が猶予されます。

具体例としては、一般道路に出るための通路がこれに該当します。なお、占用料が免除されるかたでも、申請書を提出いただくこととなります。

【問】工作物を設置して占用する場合、構造や工事方法の基準がありますか？

【答】下水道法施行令第20条「都市下水路に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準」で細かく規定されています。そのため、占用物件の構造及び位置並びに工事方法の図面を提出していただき審査することとなりますので、事前にご相談ください。なお、都市下水路の上に車庫や倉庫などの建物を建てることは禁止されていますので、ご注意ください。

【問】占用物件の維持管理はだれがするのですか？

【答】占用物件の維持管理及び改修並びに撤去は、すべて占有者の責任で行うこととなります。